

経済要録

国内

◆日銀ネット国債発行・払込システムの稼働開始について

日本銀行は5月25日、日銀ネット国債発行・払込システムの稼働を開始した。これにより、既に稼働している入札システムと合わせて、一連の国債発行関連事務が、オンライン処理できることとなった。

◆預本金利自由化措置の決定について

日本銀行政策委員会は6月5日、次の事項に関し決定した。

1. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めの変更（金利調整審議会の議を経たもの、平成4年6月22日実施）

- ① 小口MMCの最低預入金額制限（現行50万円）の撤廃
- ② 市場金利連動型定期積金（定積MMC）の導入（1回当たりの最低預入金額2万円）
- ③ 貯蓄預金の導入（40万円タイプ、20万円タイプ）

上記措置の実施に伴い、勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の定めを一部変更するとともに、市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金（いわゆる小口MMC）にかかる金融機関の金利の最高限度の定めを廃止。

2. 平成4年6月22日以降の預金細目金利にかかるガイドラインの変更

上記1. の実施に伴う措置。預入日に満期日の指定を必要としない定期預金（いわゆる期日指定定期預金）にかかる規定の新設および金融機関相互間の小口の定期預金

利率にかかる特例の削除等。

なお、上記1. および2. の具体的な内容は以下のとおり。

I. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定め

（下線部分は今回改定）

1. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金（期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。）

預入日に満期日の指定を必要とする定期預金

直近に日本銀行より公表された、預入金額が1千万円以上である定期預金の1週間の預入期間別平均年利率（以下「大口定期預金利率」という。）を基準利率とし、毎月第1月曜日および第3月曜日（第1月曜日および第3月曜日以外の月曜日で、直近に公表された大口定期預金利率のいずれかの預入期間にかかる利率が、当該公表時点において適用されている基準利率の預入期間を同じくするものに対して5%以上の割合で変動した場合を含む。）に、以下の各号により算出される率をそれぞれ当該月曜日以降に預入されるものにかかる年利率の最高限度とする。

イ、預入期間が3か月以上6か月未満のもの預入期間が3か月の基準利率に、0.8を乗じて算出される率（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

ロ、預入期間が6か月以上1年未満のもの預入期間6か月の基準利率に、0.83を乗じて算出される率

ハ、預入期間が1年以上2年未満のもの

<u>預入期間 1 年の基準利率に、0.86 を乗じて算出される率</u>	
<u>二、預入期間が 2 年以上 3 年以下のもの</u>	
<u>預入期間 2 年の基準利率に、0.89 を乗じて算出される率</u>	
<u>ただし、以下の各号の区分に応じ当該各号に掲げる利率を下回るときは、当該各号に掲げる利率をそれぞれ年利率の最高限度とする。</u>	
<u>イ、預入期間が 3 か月以上 6 か月未満のもの</u>	<u>年 2.15%</u>
<u>ロ、預入期間が 6 か月以上 1 年未満のもの</u>	<u>年 3.4%</u>
<u>ハ、預入期間が 1 年以上 2 年未満のもの</u>	<u>年 4.15%</u>
<u>二、預入期間が 2 年以上 3 年以下のもの</u>	<u>年 4.4%</u>
<u>預入日に満期日の指定を必要としない定期預金</u>	<u>年 4.4%</u>
<u>据置貯金</u>	<u>年 4.4%</u>
<u>定期積金</u>	<u>年 2.4%</u>
<u>ただし、市場金利連動型定期積金（預入金額が 2 万円以上である定期積金であって、日本銀行より公表された大口定期預金利率のうち預入期間が 1 年のもの（以下「1 年物大口定期預金利率」という。）を基礎として利回りが設定されるものをいう。）については、次のとおりとする。</u>	
<u>前月の第 2 月曜日の属する週の最終営業日に公表された 1 年物大口定期預金利率を基準利率とし、3 月、6 月、9 月および 12 月の第 1 月曜日に、以下の各号により算出される率をそれぞれ初回の預入が当該月曜日以降に行われるものにかかる年利回りの最高限度とする。</u>	

<u>イ、契約期間が 3 年未満のもの</u>	
<u>基準利率に、0.6 を乗じて算出される率（小数点第 3 位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）</u>	
<u>ロ、契約期間が 3 年以上のもの</u>	
<u>基準利率に、0.65 を乗じて算出される率</u>	
<u>貯蓄預金（期間の定めおよび据置期間がない預金であって、日本銀行より公表された大口定期預金利率のうち、預入期間が 3 か月のものの（以下「3 か月物大口定期預金利率」という。）を基礎として利率が設定されるもの）</u>	
<u>直近において公表された 3 か月物大口定期預金利率を基準利率とし、毎月第 1 月曜日に、以下の各号により算出される率をそれぞれ当該月曜日以降の 1 日の最終残高にかかる年利率の最高限度とする。</u>	
<u>イ、無料で払戻ができる回数を毎月 1 日から末日までの間にについて 5 回以内とするもの</u>	
<u>最終残高が 40 万円以上である日においては基準利率に 0.6 を乗じて算出される率（小数点第 3 位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）</u>	
<u>ただし、年 2.22% を下回るときは年 2.22%</u>	
<u>最終残高が 40 万円を下回る日においては年 0.35%</u>	
<u>ロ、その他のもの</u>	
<u>最終残高が 20 万円以上である日においては基準利率に 0.5 を乗じて算出される率</u>	
<u>ただし、年 2.22% を下回るときは年 2.22%</u>	
<u>最終残高が 20 万円を下回る日においては年 0.35%</u>	
<u>当座預金</u>	<u>無利息</u>
<u>納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む。次項において同じ。）</u>	<u>年 1.25%</u>
<u>その他の預金</u>	<u>年 0.75%</u>

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上または預入期間が3か月以上で預入金額が3百万円以上である定期預金および据置貯金、契約期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

2. 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度は、それぞれの銀行のそれに相当する預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度に準ずる。ただし、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会および水産加工業協同組合連合会のそれぞれの系統機関相互間の預金の利率については、当分の間、これを適用しない。

現に銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りより高い利率を適用しているものにあっては、さしあたり前項の利率に、預入日に満期日の指定を必要としない定期預金、据置貯金および定期積金（市場金利連動型定期積金を除く。）については年0.1%、納税準備預金およびその他の預金については年0.25%を加えたものを最高限度とする。

3. および4. 略（不变）

実施日 平成4年6月22日

ただし、平成4年6月21日までに受け入れた期間の定めがある預金については、当該期間の定めがある預金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

II. 勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の定め (下線部分は今回改定)

1. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第2項第1号に規定する契約（勤労者財

産形成促進法の一部を改正する法律（昭和57年法律第55号）附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和62年法律第100号）附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。）にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものならびに同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたものおよび最終預入日の3年前の日の前日以後において、当該預金または貯金の元本の合計額が同条第4項第3号に規定する最高限度額を超えることとなったもののうち、期間の定めがあつて預入日に満期日の指定を必要としないもので預入後2年を経過したもの（期限前払戻しの場合を除く。）にかかる利率の最高限度は、金融機関の金利の最高限度に関する件（昭和23年1月大蔵省告示第4号）第1項および第2項の規定にかかわらず年4.4%とする。

2. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約（勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和62年法律第100号）附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。）にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めがあつて預入日に満期日の指定を必要としないもので預入後2年を経過したもの（期限前払戻しの場合を除く。）にかかる利率の最高限度は、金融機関の金利の最高限度に関する件第1項および第2項の規定にかかわらず年4.4%とする。

3. 略(不变)

実施日 平成4年6月22日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、平成4年6月21日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

III. 市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金にかかる金融機関の金利の最高限度の定め

廃止

廃止日 平成4年6月22日

ただし、平成4年6月21日までに受け入れた、上記定めにいう市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金については、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

IV. 平成4年6月22日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(下線部分は今回改定)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

預入日に満期日の指定を必要としない定期預金

預入後1年を経過したもの 年4.15%以下

預入後2年を経過したもの 年4.4%以下

ただし、

イ、期限前払戻の場合の預入期間中の利率

(イ) 預入期間が6か月未満の場合 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 預入期間が6か月以上1年未満の場合

年2.65%以下

(ハ) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合

年3.15%以下

(ニ) 預入期間が1年6か月以上の場合

年3.9%以下

ロ、期限後利率

(イ) 現払の場合(他預金への振替を含む。)

当該現払が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 預入日に満期日の指定を必要としない定期預金または据置貯金に継続書替の場合

継続預入後の、預入日に満期日の指定を必要としない定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率

据置貯金

期間3か月のもの

年2.15%以下

期間6か月のもの

年3.4%以下

期間1年のもの

年4.15%以下

期間2年のもの

年4.4%以下

ただし、

イ、期限前払戻の場合の預入期間中の利率

預入日に満期日の指定を必要としない定期預金の利率に準ずる

ロ、期限後利率

定期積金(市場金利連動型定期積金を除く。)

年2.4%以下

ただし、期限前払戻の場合の契約期間中の利回り

当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(2) 当座預金

無利息

(3) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。以下同じ。)

年1.25%以下

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率	普通預金の利率以下
(4) その他の預金	
普通預金および普通貯金	年0.5%以下
通 知 預 金	年0.75%以下
ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率	当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
別段預金およびその他の雑預金	年0.5%以下

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件（昭和23年1月大蔵省告示第4号）第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1の利率および利回りに、預入日に満期日の指定を必要としない定期預金、据置貯金および定期積金（市場金利連動型定期積金を除く。）については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%をえたものとすることができる。

3. 経過措置

上記1. および2. にかかわらず、平成4年6月21日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該預金、貯金および定期積金の預入期間または契約期間満了の日までは、なお従前の例による。

◆ノンバンク問題懇談会の中間報告について

ノンバンク問題懇談会（大蔵省銀行局長の私的勉強会）は、6月15日、中間報告書「ノンバンクの融資業務の在り方について」を大蔵省銀行局長に提出した。同報告書は、事業者向け融資等現在業界団体が存在しない分野における業界団体の設立および業界団体による自主規制の導入、CP発行の部分的解禁等を提言。主な内容は次のとおり。

1. ノンバンクの業務運営の在り方

(1) ディスクロージャー

業界団体で経理基準を統一したうえで、業態ごとのディスクロージャーの範囲・基準・方法を検討。

(2) 審査管理体制

- ① 担保評価の厳正を期し、掛目を7~8割以内に抑制。
- ② 審査部門の独立性を確保するとともに、債権管理や担保評価の見直しを徹底。
- ③ 多重債務者問題への対応として信用情報機関による情報交流を充実。

(3) 大口融資

- ① 一融資先に対する融資を少なくとも自己資本以内に抑制。
- ② 貸付限度の具体的基準については、業界団体ごとに目標とすべき自主基準を検討。

(4) 自己資本比率

- ① 業界団体による自主的なガイドライン設定。
- ② 中期的には2%程度が最低限の目標。

2. ノンバンクの資金調達と指導監督体制の在り方

(1) 業界団体による自主規制

- ① ノンバンクの健全な業務運営の確保のため、自己責任原則に基づく自己規律が必要。また、こうした自己規律を助長する手段として、業界団体による自主規制を導入。

- ② 事業者向け貸金業者等、有力な業界団体が存在しない業態において、新たな業界団体を結成するとともに、業界団体間の連絡協議会を開催。

(2) ノンバンクに対する指導監督体制の整備

ノンバンクが金融システムの中で安定的に機能していくことを担保する観点から、行政当局

による一般的な実態把握やモニタリングをさらに充実。

(3) CP発行による資金調達

- ① CP発行の解禁については、貸付資金として使用されないことを確保する措置を条件として前向きに対応。
- ② 貸付資金調達のためのCP発行については、金融機関に対する制度との整合性を考慮して、ノンバンクの指導監督体制の整備が図られることが解禁の前提条件。

◆外国為替等審議会・国際金融取引における諸問題に関する専門部会報告「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」について
外国為替等審議会・国際金融取引における諸問題に関する専門部会（大場智満部会長）は6月16日、「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」と題する報告書をまとめた。同報告は、国際金融取引の拡大に伴うグローバライゼーションの進展や域内各市場における相互連関の重要性等を踏まえた同専門部会での平成3年11月以降の検討をとりまとめたもの。

◆保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」について

保険審議会・総会は、「新しい保険事業の在り方」と題する同総合部会最終報告書を了承し、6月17日、答申として大蔵大臣に提出した。同審議会では、保険事業を取巻く環境変化を踏まえ、平成元年6月よりわが国保険事業の在り方等について抜本的な見直しを検討してきたもの。同答申の構成は以下のとおり。

はじめに

第1章 総論

- 1. 保険事業を取巻く環境の変化
- 2. 保険事業の機能と特質
- 3. 保険事業の在り方の見直し

第2章 保険事業の在り方について

- 1. 保険会社の業務範囲について

(1) 保険商品

- (2) 資産運用手段、業務等

(3) 保険関連サービス

- (4) 生損保兼営

(5) 保険事業と他業態との関係

2. 保険商品の販売について

- (1) 我が国における保険販売の経緯

- (2) 基本的考え方

- (3) 販売に係る規制緩和、販売チャネルの多様化

- (4) 情報提供の充実等

- (5) その他

3. 保険経理、ディスクロージャーについて

- (1) 基本的考え方

- (2) 保険経理小委員会

- (3) 保険経理フォローアップ研究会

- (4) リスク管理の在り方

- (5) 責任準備金の在り方

- (6) インカム配当原則の見直し及び含み益の取扱いの検討

- (7) 区分経理及び特別勘定の導入・活用

- (8) ディスクロージャーの整備

4. 保険会社形態について

- (1) 基本的考え方

- (2) 経営チェックの充実

- (3) 事業経営のための財産的基礎の整備

- (4) 株式会社への転換規定の整備

5. 保険事業の監督について

- (1) 基本的考え方

- (2) 開業時の規制

- (3) 繙続的監督

- (4) 保険商品に係る規制

- (5) 料率、配当に係る規制

- (6) 料率算定期制等

- (7) 健全性維持のための新たな措置

- (8) 資産運用規制

- (9) 経営危機時の対応

- (10) 外国保険事業者の取扱い

- (11) 自主規制の活用

第3章 諸外国の保険事情

むすび

◆「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」について

「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」は、金融機関および証券会社の有効かつ適正な競争促進等により、金融・資本市場の効率化・活性化ならびに諸外国と調和的とれた金融制度および証券取引制度の構築を図ることを目的として、3月17日の国会上程以来審議に付されてきたが、6月19日、参議院本会議で可決、成立した。

◆臨時行政改革推進審議会の「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」について

臨時行政改革推進審議会（鈴木永二会長）は、6月19日、「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」を首相に提出した。

同答申は、「豊かさを実感できる国民生活重視型の行政」および「国際的責務を果たすことのできる国際化対応の行政」の実現のため、消費者重視の政策の確立、地方分権特例制度（いわゆるパイロット自治体）の導入等、政府が早急に取組むべき事項のうち主要なものについて、具体的な改革方策を提示したもの。

◆平成5年度予算の概算要求基準について

政府は、6月23日、平成5年度予算の概算要求基準を閣議了解した。

同要求基準では、原則要求基準を、昨年同様、経常的経費について前年度当初予算比△10%、投資的経費について同横ばいとした。もっとも、臨時・特別の加算措置として、投資的経費に①「公共投資充実臨時特別措置」の継続（2,000億円）や②「生活関連重点化枠」の増額（4年度要求基準2,000億円→5年度要求基準2,500億円）、③「NTT事業償還時補助分」の新設（800億円）が盛込まれたほか、経常的経費に「生活・学術研究臨時特別措置」（1,100億円）が新設された。

◆新経済計画「生活大国5か年計画—地球社会との共存を目指して—」について

経済審議会・総会（平岩外四会長）は6月25日、「生活大国5か年計画—地球社会との共存を目指して—」（計画期間 平成4～8年度）を了承し、同日総理大臣に答申した。これを受け政府は6月30日、原案どおり新経済計画を閣議決定した。

同計画の要旨は以下のとおり。

第I編 わが国の課題と政策運営

第2章 地球社会と共存する生活大国への政策運営

- ・環境と調和した内需主導型の経済構造を定着させる。

第II編 地球社会と共存する生活大国のための施策

第1部 生活大国への変革

第4章 個人の尊重

- ・計画期間中に年間総労働時間1,800時間を達成することを目標とするほか、充実した自由時間のための環境整備を行う。

第5章 生活者・消費者の重視

- ・内外価格差を是正し、透明な市場ルールを確立する。

第6章 特色ある質の高い生活空間の実現

- ・東京をはじめ大都市圏でも、勤労者世帯の平均年収の5倍程度を目安に良質な住宅の取得が可能となることを目指すほか、生活に関連した社会資本の整備を行う。

第2部 地球社会との共存

第7章 地球社会との調和

- ・国際的に調和的とれた对外経済関係を構築する。

第8章 地球社会への貢献

- ・環境分野に対するODAを大幅に拡充・強化するほか、国際貢献のための新たな基盤の整備を行う。

第3部 発展基盤の整備

第9章 環境と調和した活力ある経済社会の構築

- ・21世紀に向けて、国際的調和という観点を踏まえ、企業行動の変革を促す。

第10章 発展への基礎的条件の整備

- ・科学技術の振興、個性的・創造的な人材の育成を行う。

第11章 国土の特色ある発展

- ・地域の発展を促し、東京一極集中是正への対応を行う。

第III編 経済の姿と経済運営

第12章 経済の姿

第13章 行政運営及び金融政策

金融の自由化・国際化を推進するため、金融制度改革による各業態の金融機関の相互参入、預貯金金利の自由化等、金融・資本市場を整備・拡充する。金融政策は、通貨価値の安定を基本としつつ、経済の健全性にも配慮し、適正かつ機動的に運営する。

	計画期間平均
実質経済成長率 うち内需寄与度	3 ½ %程度 3 ¾ %程度
名目経済成長率	5 %程度
消費者物価上昇率 卸売物価上昇率	2 %程度 ¼ %程度
完全失業率 (最終年度)	2 ¼ %程度

◆現行金利一覧

(4年7月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	3.75	4. 4. 1 (4.5)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	4.0	4. 4. 1 (4.75)
短期プライムレート	5.25	4. 4.10 (5.875)
長期プライムレート	6.1	4. 7. 1 (6.3)
住宅ローン		
・固定金利型	6.78	4. 3. 2 (7.32)
・変動金利型	6.0	4. 3. 2 (6.9)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	6.1	4. 7. 1 (6.3)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	6.1	4. 7. 1 (6.2)
・住宅金融公庫	4.9	4. 1.27 (5.2)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	5.0	1. 7.28 (4.75)
(期間5年~7年)	5.45	4. 1.29 (5.5)
(期間7年以上)	5.5	4. 1.29 (6.0)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金 (期日指定定期)		
1年	4.15	4. 6.22
2年	4.4	4. 6.22
・普通預金	0.5	4. 4.20 (1.0)
・貯蓄預金 40万円タイプ	2.46	4. 6.22
20万円タイプ	2.22	4. 6.22
・定期積金	2.4	4. 4.20 (2.6)
・市場金利連動型定期積金		
3年末満	2.56	4. 6.22
3年以上	2.78	4. 6.22
・通知預金	0.75	4. 4.20 (1.25)
郵便貯金金利		
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	3.15	4. 4.20 (3.75)
・積立貯金 (1年)	2.73	4. 6.22 (2.64)
・通常貯金	1.92	4. 4.20 (2.4)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口 ①		
1年以上のもの	4.15	4. 4.20 (4.75)
2年以上のもの	4.45	4. 4.20 (5.05)
5年以上のもの	5.1	4. 7. 6 (5.3)
・貸付信託 ②		
2年のもの	4.6	4. 4.21 (5.2)
5年のもの	5.22	4. 7. 6 (5.42)

- (注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの数の銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても取扱い。
3. 信託配当率は各行自主決定金利。
- ① 既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。
- ② 実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

(4年7月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈7月債〉 <u>5.556</u> 5.5 <u>99.64</u>	〈6月債〉 5.673 5.6 99.53
割引国債 (5年)	応募者利回 (%) 同税引後 (%) 発行価格 (円)	〈7月債〉 <u>5.434</u> <u>4.321</u> <u>76.75</u>	〈5月債〉 5.503 4.374 76.50
政府短期証券 (60日)	応募者利回 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	〈4月13日発行分~〉 3.646 3.625 99.4041	〈1月13日発行分~〉
政府保証債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈7月債〉 <u>5.700</u> <u>5.7</u> <u>100.00</u>	〈6月債〉 5.879 5.8 99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈7月債〉 <u>5.739</u> <u>5.7</u> <u>99.75</u>	〈6月債〉 5.919 5.8 99.25
利付金融債 (3年物)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈7月債〉 <u>5.100</u> <u>5.1</u> 100.00	〈6月債〉 5.300 5.3 100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈7月債〉 <u>5.200</u> <u>5.2</u> 100.00	〈6月債〉 5.400 5.4 100.00
割引金融債	応募者利回 (%) 同税引後 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	〈7月債〉 <u>4.340</u> <u>3.541</u> <u>4.14</u> <u>95.84</u>	〈6月債〉 4.253 3.466 4.06 95.94

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

◆米国公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は、7月2日、マネー・信用量の継続的な減速、物価安定基調の持続、景気回復の跛行性等にかんがみ公定歩合の引下げ（3.5%→3.0%）を実施。

今回の公定歩合引下げは、昨年12月20日の引下げ（4.5%→3.5%）に続くものであり、今次緩和局面においては通算7度目（全体の引下げ幅は4.0%）。

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、5月19日開催の同委員会の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、7月2日、5月19日開催の同委員会において採択された金融調節方式に関する議事録を公表した。その主な内容は次のとおり。

1. 足元の景気動向および金融調節スタンス

景気は緩やかに拡大しつつあると認識。すなわち、個人消費と住宅投資が年初增加の反動から足元幾分軟化しているものの、設備投資は、非国防資本財の出荷や受注が緩やかに増加するなど、持直しの方向。貿易収支は、1、2月で見ると輸入が原油価格低下により減少したことから赤字幅は減少。また、生産面でも、鉱工業生産が4月まで3か月連続で自動車、情報関連機器を中心に増加。在庫投資は、製造業は引続き低水準で推移しているものの、卸売業での増加を主因に3月には大幅に増加した。さらに雇用面では、非農業部門雇用者数がサービス業を中心に2月以降3か月連続で増加しており、失業率も4月には幾分低下。物価面では、PPI、CPIともコアベースでは引続き落着いた動き。

前回のFOMC（3月31日）以降の金融調節についてみると、前回のFOMC時には、現状のスタンスを維持しつつ、今回FOMC開催までの期間中につき一段の緩和を実施する可能性を留保するとの方針が採用された。こうした方針のもと、4月初には、景気回復の腰の弱さやマネーサプライの伸びの低さ、さらにはインフレ圧力の低下をも考慮しFFレートの目標水準引下げ（4.00%→3.75%<4月9日>）が実施された。この間、マ

ネーサプライの動向をみるとM₂、M₃は前回のFOMC（3月31日）時点の予想に比べ増勢が大きく鈍化し、M₂についてはターゲットレンジの下限をかろうじて上回ったものの、M₃はわずかながら下回った。

2. 先行きの景気・物価動向に対する見方

先行きの景気についてのFOMCメンバーの見方をうかがうと、一部の部門で改善が遅延しているものの景気は拡大方向にあるとの認識が大勢。もっとも、一部メンバーは、景気が再び減速に向かう恐れも排除できないとの見方を表明。景気が拡大方向にあるとの見方の背景としては、①個人債務比率や雇用情勢の改善を背景とした個人消費の拡大、②企業マインドの好転、③企業、家計のバランスシートや銀行の資産内容改善等、貸出市場を巡る環境の好転、④住宅投資の増加、等が指摘されている。

物価については、製品・労働需給が依然として緩和基調にあることなどから引続き落着いた動きが続くものと予想。

3. 先行きの金融政策に関するFOMCの見解

すべてのメンバーが当面現状の金融調節スタンスを維持することで合意。また、先行きの政策スタンス変更の余地については、メンバー間で緩和方向、中立、引締め方向の3つに意見が分かれたが、結局やや長い目でみてインフレに対する懸念が払しょくされていないことや景気は緩やかな拡大方向にあることなどにかんがみ、従来の緩和方向から中立型（Symmetric）に移行することで一致。

一方、マネーサプライについては、M₂およびM₃の増勢鈍化は今後の景気回復に対するダウンサイドリスクの増大を示すものとする見方がある一方で、これら指標と実体経済との関係は希薄化しており、M₂・M₃の減速が続いても景気拡大を図ることは可能との見方が併存。また一部メンバーは、M₁とリザーブの伸びの高さに注目し、こうした状況が続ければ物価の安定確保という政策目標達成を危くする懸念があるとの見方を表明。

なお、マネーサプライ増加率の短期目標（92年4月→6月）は、M₂について右のように引下げられたが、M₃は前回FOMCと同水準に設定された。

前回（%） → 今回（%）

M ₂	3.5	2.5
M ₃	1.5	1.5

米国連邦公開市場委員会（FOMC）における政策決定の推移

開催日	期間	マネーサプライ短期目標			基本方針	政策スタンス変更の余地
		M ₁ （%）	M ₂ （%）	M ₃ （%）		
91年	2/ 5~6	12月→3月	—	3.5 ~4.0	3.5 ~4.0	わずかに緩め
	3/26	3月→6月	—	5.5	3.5	現状維持
	5/14	3月→6月	—	4.0	2.0	現状維持
	7/ 2~3	6月→9月	—	5.5	3.0	現状維持
	8/20	6月→9月	—	5.5	2.0	現状維持
	10/ 1	9月→12月	—	3.0	1.5	現状維持
	11/ 5	9月→12月	—	3.0	1.0	わずかに緩め
	12/17	11月→3月	—	3.0	1.5	現状維持
92年	2/ 4~5	12月→3月	—	3.0	1.5	現状維持
	3/31	3月→6月	—	3.5	1.5	現状維持
	5/19	4月→6月	—	2.5	1.5	現状維持

◆ドイツ政府、93年予算案および96年までの中期財政計画を閣議決定

ドイツ政府は、7月1日、連邦政府の93年予算案および96年までの中期財政計画を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

1. 93年連邦政府予算案

93年の連邦政府予算案は歳出4,357億マルク（92年予算<補正後>対比+2.5%）、歳入3,977億マルク（同+3.4%）となっており、この結果連邦財政赤字は380億マルクと92年予算（補正後）対比で25億マルク減少する見通し。

ドイツ連邦財政の動向

（単位 億マルク、（ ）内前年比 %）

	1989年	90年	91年	92年 (補正後)	93年 予算案	中期財政計画			93~96年 平均 伸び率
						94年	95年	96年	
歳出	2,898 (+ 5.2)	3,802 (+31.2)	4,018 (+ 5.7)	4,251 (+ 5.8)	4,357 (+ 2.5)	4,520 (+ 3.8)	4,520 (- 0.0)	4,650 (+ 2.9)	+2.3%
歳入	2,706 (+12.8)	3,335 (+23.2)	3,497 (+ 4.9)	3,846 (+10.0)	3,977 (+ 3.4)	4,227 (+ 6.3)	4,260 (+ 0.8)	4,430 (+ 4.0)	+3.6%
赤字幅	192	467	521	405	380	293	260	220	—

（注）なお、92年の補正予算は総額30億マルク（政府案対比9億マルク減）。

このうち、歳出面では、旧東独向け支出につき自治体による構造改善支出の補助や復興金融公庫（KfW）の住宅近代化融資枠の増加等を主体に、同+6.9%と高い伸びを見込む一方、国防関係費や、経済省・環境省・家庭省の支出を抑制。なお、歳入面では、同+5%弱の税収の伸びを見込んでいる。

2. 96年までの中期財政計画

先行き96年までの中期財政計画をみると、歳出は、93~96年平均+2.3%に抑える一方、歳入は同+3.6%が見込まれている。

なお、本計画は、通貨同盟条約（「通貨・経済・社会同盟の創設に関する条約」）ないし統一条約（「ドイツ統一に関する条約」）に基づき、以下のような課題に配慮している。

- ・93年末の東独債務整理基金の廃止に伴う利子の半額負担（年50億マルク）
- ・信託公社債務等の半額負担（95年以降、年130億マルク）
- ・ドイツ統一基金の利子・償還負担等（95年以降、年150億マルク）

ただし、議会および官庁のベルリンへの移転は90年代後半と位置づけられていることから、当計画には約25億マルクを計上したにとどまっている。

◆ ブンデス銀行、DM債発行に関する規制緩和措置を発表

ブンデス銀行は、7月3日、DM債発行に関し、いわゆる“国内発行原則”等を維持しつつ、欧州域内統一市場の枠組みとの整合性および世界の資本市場の発展との調和を図るとの観点から、DM債発行に関する規制を以下のとおり緩和し、8月1日から実施する旨発表。

1. 非居住者非金融機関については、期間2年未満の債券発行を認める。
2. 非居住者金融機関の支店についても、適格な引受部門を具備していれば、DM債の引受主幹事となることを認める。
3. 下記の規制を廃止する。
 - ①公募債のドイツの証券取引所への上場義務
 - ②ドイツ法の適用
 - ③主たる利払・償還場所のドイツ国内への限定
 - ④ドイツの有価証券振替システム（カッセンフェライン）の利用義務
4. ただし、下記の規制等は従来どおり。
 - ①マネー・マーケット・ファンド（MMF）の禁止
 - ②債券発行日における主幹事によるブンデス銀行への報告
 - ③DMを含む新金融商品に関するブンデス銀行への事前連絡

◆ ドイツ連邦議会、独連銀法改正案を可決

ドイツ連邦議会は、6月17日、ドイツ連銀法の改正案を最終的に可決。この結果、州中央銀行の数は現行の11行から9行に減少し、また、本店理事のメンバー数の上限も現在の10人から8人に減ることになった。9地区中銀の管轄州は以下のとおり。

- ①ヘッセン
- ②ノルトライン・ヴェストファーレン
- ③バイエルン
- ④バーデン・ヴュルテンベルク
- ⑤ブレーメン、ニーダーザクセン、ザクセン・アンハルト
- ⑥ハンブルク、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、メクレンブルク・フォアポンメルン
- ⑦ラインラント・プファルツ、ザールラント
- ⑧ベルリン、ブランデンブルク
- ⑨チューリンゲン、ザクセン

◆ ブンデス銀行、公定歩合の0.75%引上げを決定

ブンデス銀行は、7月16日開催の中央銀行理事会において、公定歩合を0.75%引上げ、8.75%とするなどを決定し、翌17日より実施する旨発表（ロンパート・レートは9.75%のまま据え置き）。

ブンデス銀行の政策金利変更は昨年12月20日以来約7か月ぶり。引上げ後の公定歩合は戦後ピークを更新（ロンパート・レートも戦後ピークの水準）。

本件に関するブンデス銀行の対外公表文の要旨は以下のとおり。

- ①92年マネーサプライ目標値を再検討した結果、同目標値設定時（昨年12月）における前提是現在においても基本的に変化がないため、既定のM₃増加目標値「+3.5～+5.5%（92年第4四半期平残の前年同期比）」を堅持する。
- ②公定歩合を7月17日以降8.0%から8.75%に引上げる。当措置により、ブンデス銀行は、物価上昇、マネーサプライ増加および貸出の増大を抑制するとともに、統一ドイツをとりまく現在の困難な情勢下において、独マルクの安定維持に対する信頼を強化することを企図している。

◆ イタリア、アマート内閣が発足

イタリア議会は7月4日、アマート内閣を承認。同内閣は、旧与党4党（キリスト教民主党、社会党、自由党、社会民主党）による連立内閣（戦後51代目）として発足。新内閣主要閣僚名は、以下のとおり（＊は初入閣者）。

首相	Giuliano Amato	(社会)
内務相	Nicola Mancino*	(キ民)
国庫相	Piero Barucci*	[民間]
財務相	Giovanni Goria	(キ民)
予算経済企画相	Franco Reviglio	(社会)
商工相	Giuseppe Guarino	[民間]
外務相	Vincenzo Scotti	(キ民)
法務相	Claudio Martelli	(社会)
厚生相	Francesco de Lorenzo	(自由)
貿易相	Claudio Vitalone*	(キ民)
防衛相	Salvo Ando*	(社会)
運輸相	Giancarlo Tesini	(キ民)

◆イタリア銀行、公定歩合等を引上げ

イタリア銀行は、7月5日、公定歩合の1.0%引上げおよび高率適用政策金利の1.5%引上げを発表（6日より実施、公定歩合12.0%→13.0%、高率適用政策金利13.0%→14.5%）。今次利上げの背景につき、同行では「政府が準備中の経済政策が効を奏するまで、金融為替市場の秩序を保つことが目的である」旨のコメントを発表。

また、イタリア銀行は、7月16日、ブンデスバンクの公定歩合引上げの報を受け、直ちに、公定歩合、高率適用政策金利をさらに0.75%引上げる旨発表（17日より実施、公定歩合13.0%→13.75%、高率適用政策金利14.50%→15.25%）。今次利上げの背景につき、同行では「当措置は本日のドイツの中央銀行の金融引締め措置を受けて決定したものであり、これによって金融・債券・為替市場の安定のための条件が確保されよう」とコメント。

◆スペイン中央銀行、政策金利を引上げ

スペイン中央銀行は、7月16日、翌日物市場介入金利を0.1%引上げる旨発表（即日実施、12.4%→12.5%）したのに続き、7月23日、10日物市場介入金利の0.6%引上げを発表（即日実施、12.4%→13.0%）。本措置に関し同行では、「金融引締めの継続は、物価上昇を抑制し、ペセタの相場安定に寄与するものとなろう」とコメント。

◆オランダ銀行、政策金利を引上げ

オランダ銀行は、7月16日、ブンデスバンクの公定歩合引上げを受け、市場介入金利を0.20%引上げる旨発表（17日より実施、9.30%→9.50%）。

◆ベルギー国立銀行、政策金利を引上げ

ベルギー国立銀行は、7月16日、ブンデスバンクの公定歩合引上げを受け、市場介入金利を0.15%引上げることを発表（17日より実施、9.30%→9.45%）。同行では、当措置につき、「EMS内の安定通貨と考えられている国の金融政策変更にかんがみ、また市場金利の動向をも眺め、決定した」とコメント。

◆オーストリア国民銀行、公定歩合を引上げ

オーストリア国民銀行は、7月16日、ブンデスバンクの公定歩合引上げを受け、公定歩合の0.5%引上げを

決定（17日より実施、8.0%→8.5%、ロンバート・レートは9.75%で据え置き）。同行では、当措置につき、「ベルギー、オランダのような安定通貨国における公定歩合の水準に合わせるための措置」とコメント。

◆ロシア政府、公定為替相場を一本化

ロシア政府は、これまで複数存在していた公定為替相場を7月1日から一本化し、ロシア中銀が自由市場（Moscow Interbank Currency Exchange）での実勢をもとに同相場を決定する旨発表。

◆ハンガリー国立銀行、フォリントの公定為替相場を1.6%切下げ

ハンガリー国立銀行は、6月23日、西側通貨バスクエット（ドル、ECU各々50%で構成）に対するフォリントの公定為替相場を1.6%切下げる旨発表（24日より実施＜今次切下げは3月16日の1.9%切下げ以来＞）。

◆チェコ・スロバキア両共和国、連邦解体に基づく合意

連邦を構成するチェコ（クラウス市民民主党<ODS>党首）、スロバキア（メチアル民主スロバキア党<HZDS>党首）両共和国は、6月20日、現行の連邦制を解体し、2つの主権国家へ移行することで基本合意した。

なお、7月2日、新たな国家の枠組みが決まるまでの間、ストラスキ・前チェコ副首相（ODS）を首班とする暫定連邦内閣が成立（ただし、暫定連邦内閣は、従来より権限を大幅に縮小し大臣を従来の10人から、外務、大蔵、経済、内務、国防の5人に減少）する一方、共和国レベルでは、クラウス前連邦蔵相がチェコ共和国首相に（7月2日）、メチアル前スロバキア首相が、スロバキア共和国首相に（6月24日）それぞれ就任し、新共和国内閣を組閣した。

◆ルーマニア国立銀行、新外国為替規制を実施

ルーマニア国立銀行は6月7日、以下の点を主な内容とする外国為替規制に関する新方針を発表し、翌8日より実施した。

- ・自国通貨レイの為替レートを自由化（これに伴い従来同銀行が発表していた公定為替レートを廃止）。

- ・輸出企業の外貨売上高代金100%保有を認可。
- ・民間企業の商業銀行仲介による外貨融通を認可。

◆新ユーゴスラビア連邦政府、自国通貨ディナールのデノミと切下げを実施

新ユーゴスラビア連邦政府は、7月1日、自国通貨ディナールのデノミを実施する（10旧ディナール＝1新ディナール）とともに、ディナールの対ドル相場切下げをも合わせて実施し、1ドル＝200新ディナールとした（ディナールの対ドル相場：1ドル＝約300旧ディナール＝30新ディナール＜デノミ後＞からみて切下げ率85%。なお、旧ディナールは従来独マルクにリンクしていたが今回ドル・リンクに変更）。

◆韓国政府、金融自由化策を発表

韓国政府は、6月29日、ウォンの国際化および外為規制緩和等を柱とした金融自由化策を発表した。主要点は以下のとおり。

- ① 小口貿易取引（10万ドル以下）に係るウォン決済の自由化（93年7月実施予定）。
- ② 非居住者に対し、韓国国内の銀行に「ユーロ・ウォン勘定」を開設することを認可（93年7月実施予定）。
- ③ 外貨持高規制の緩和（92年9月実施予定）。
- ④ 外国投資顧問会社等に連絡オフィスの設置を認可（93年1月実施）。
- ⑤ 外銀に対しATM設置を認可（93年7月実施予定）。

◆香港、預貸金利を引下げ

香港銀行協会は、7月6日、政府為替基金局のLAF（注）金利引下げ決定（7月3日）を受けて、銀行預貸金利の0.5%ポイント引下げを実施。これを受け主力2行（香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行）は、同日よりプライムレートを0.5%ポイント引下げた。

今回の措置は、7月2日の米国公定歩合の引下げに伴う内外金利差の拡大を背景として、香港ドル買い（米ドル売り）圧力が根強いことから実施したものとの見方が大勢。

（注）LAF（Liquidity Adjustment Facility、流動性調節ファシリティ、6月8日導入）は、為替基金局が、

一時的な流動性不足に陥った銀行に対し、マーケット終了後にオーバーナイトの資金供給を行う制度（為替基金債、政府債の現先方式、最低取引単位、20百万香港ドル）。

香港のLAFおよび預貸金利の推移

（単位 年%）

	旧金利 (5月25日変更)	新金利 (7月6日以降)
普通預金	2.00	1.50
定期預金	1か月	2.75
	3か月	3.25
	6か月	3.50
	1年	4.25
プライム・レート	7.00	6.50
LAFレート	2.50～4.50	2.00～4.00

◆豪州、公定歩合を引下げ

オーストラリア準備銀行（中央銀行）は、7月8日、公定歩合（オフィシャル・キャッシュ・レート）の0.75%ポイント引下げを実施（6.5%→5.75%）。

今回の措置につき、同行では「インフレは低下傾向を示す中で、景気は依然として目立った回復を示していないことから実施したもの」（フレーザー総裁）とコメント。

なお、公定歩合引下げは、本年に入り3回目（90年1月以来通算13回目、下げ幅累計12.25%）。